

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案) について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

【問い合わせ先】

環境管理課 水環境・里海グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3218/FAX:087-806-0228

E-mail : kankyokanri@pref.kagawa.lg.jp

平成27年12月7日から平成28年1月7日までの1カ月間、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)について実施したパブリック・コメント(意見公募)では、個人1人から1件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

このご意見について、それに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

〈ご意見の提出者数〉

個人 1件

合計 1件

〈提出されたご意見の数〉

事業者への助言・助成等に関すること 1件

合計 1件

ご意見	ご意見に対する県の考え方
事業者への助言・助成等に関すること	
有害物質の排出基準の改正とともに有害物質を使用しない製品開発等への助言・助成等が必要だと思うが、行き届いた連携により追い詰める所がないよう願っている。	現時点では、今回の改正により対応が必要な工場等はありませんが、今後も、関係機関と連携し、情報収集や事業者への助言に努めてまいります。